

令和7年度女性防災士育成セミナー実施業務基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度女性防災士育成セミナー実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

これまでの災害時の対応では、安全面や心身の健康、救援物資など、女性と男性のニーズの違いなどに配慮されていないといった課題が生じており、防災・減災、災害に強い地域社会を実現するためには、男性と女性それぞれの視点からの対応が不可欠である。

災害時に適切なリーダーシップを発揮する女性の防災リーダーの役割が期待されることから、女性防災士を育成するためのセミナーを県内4地域で開催し、地域防災における女性の参画促進を図るもの。

なお、本業務は、令和7年度に策定予定の「地域における防災学習アクションプラン」における、有力となる人材育成手法及び学習プログラムの実証事業に位置付けている。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

(1) 実施時期及び会場

- ・令和8年1月から令和8年3月までにセミナーを計4回開催
- ・県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）の会場で各1回開催
※会場で使用する必要な机、椅子、電源等の手配を行うこと。
※会場に無料駐車場がない場合には、駐車サービス券を配布するなどして参加者負担がないようにすること。

(2) 開催方法

- ・対面形式及びオンライン形式の併用
- ・選定した講師による講演や事例紹介など、事業目的を達成するための効果的な方法とすること。
- ・セミナー終了後に一定期間インターネット配信（最低1か月）を行うこと。
- ・参加料は無料とすること。

(3) 対象者及び内容

●対象者

県内在住で、地域防災に関心のある方

※主に女性を想定しているが、事業目的を理解したうえで参加する場合は性別を問わ

ない。

●内容

- ・防災における男女共同参画の視点の必要性や防災士の意義などが参加者に分かりやすく伝わる内容とすること。
- ・対象者に対して、防災士の資格を取得するきっかけとなるような内容、地域防災における女性の参画を促す内容とすること。
- ・地域の実情や需要に応じた効果的な講演内容とし、原則として各地域で異なる内容とすること。（講演内容や手法については、発注者と調整すること。）

（例：「地域の地理的・文化的特性を踏まえた地域防災における男女共同参画の必要性を講演する。」

「地域で活躍する女性防災士が地域における平時の防災活動や災害発生時の災害対応などについて事例紹介する。」 など。）

- ・より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容であれば、独自の内容で提案することも可能とする。

（４）講師等の選定、連絡調整

- ・講師等については、発注者と調整のうえ選定すること。
- ・選定した講師等とのセミナー開催に向けた各種連絡調整を行うこと。

（５）参加者の人数、募集及びその確保

●参加者の人数

各回 50 名以上を目標とする。

●募集及び参加者の確保

市町村を通して自主防災組織やその他関係機関に対して参加者を募集するチラシの作成や、SNS やウェブメディアなど、複数の広告媒体を組み合わせる効果的に募集を行うなど、参加者を確保すること。

発注者と調整のうえ、以下の受講者管理を行うこと。

- ① 参加申込用のホームページ開設（発注者が指定したドメインを使用すること）
- ② 参加者からの申込受付（受講者用の URL 配布含む）
- ③ 参加者に対する各種サポート（オンラインセミナー参加方法の問合せ対応、サポート、その他参加者との連絡調整など）
- ④ 参加者名簿の作成

（６）セミナー終了後の動画配信及びアンケート

- ・セミナーについて、参加者以外も視聴できる任意の形式により一定期間（最低 1 か月）インターネット配信すること。
- ・セミナー参加者にアンケートを実施、集計し発注者へ報告すること。
- ・アンケートの内容はセミナー実施の効果が測れるものであること。

5 成果品

(1) 提出物

- ①業務完了報告書（A 4 判）紙媒体 2 部
- ②その他収集・作成・加工したデータ
- ③上記①～②を収録した電子データを記録した CD-ROM 2 部

(2) 提出場所

山形県防災くらし安心部防災危機管理課防災学習・防災 D X 推進室

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

6 その他

- (1) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法及び作業工程等について発注者と協議しながら進めることとする。
- (2) 上記（1）に伴う費用は、受注者の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (4) 受注者は、本業務による成果品に係る著作権、肖像権等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (5) 本業務の成果品及び業務遂行のために収集した情報等は著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。なお、詳細については、契約書本文にて定めるものとする。
- (6) 本仕様書の規定により電子媒体により提出する成果品及びすべての資料等は、発注者の職員が業務において通常使用するパソコンで動作・閲覧が可能なものとする。
- (7) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (8) 本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し承認を得なければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。
- (10) 委託業務に係る関係書類は委託事業終了後 5 年間保存すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。